

令和7年度クマ特別対策実施に係る鹿角市捕獲計画

実施主体 鹿角市鳥獣被害防止対策協議会

1. 目的

当市においては、農作物鳥獣被害防止対策推進事業(支援事業)により、クマの捕獲を実施しているところであるが、令和元年度以降、クマによる被害額は異常出沒した令和5年度が突出して高い値であるが、今後はいつ同様の被害がでてもおかしくない状況である。

そのため、被害の最盛期である8月以降、農作物被害防止のためにクマの集中捕獲を行い、クマによる農地周辺への出沒や定着を防止すること、人への警戒心を高めること、個体数を減少させることを目的とする。

2. 目標

(1) 推進方針

当市におけるクマの農作物被害は、果樹(りんごやもも等)のほか、ソバや大豆を中心に発生している。令和5年度農作物被害においては、前記作物の合計が被害の7割以上を占めており、農作物被害をもたらすクマが農地へ侵入する発生源と考えられる十和田高原地区、花輪の東・西地区、八幡平の東・西・南地区周辺を対策の重点エリアとして、集中捕獲を実施する。

(2) 目標捕獲頭数

30頭

3. 事業実施体制に係る項目

(1) 構成市町村、構成機関との役割分担

市農地林務課	全体の管理、捕獲許可申請、出沒情報収集、 専門家の意見聴取、事業評価
市実施隊	捕獲活動
鹿角地域振興局森づくり推進課	捕獲許可事務
県自然保護課	捕獲個体の属性調査、データとりまとめ、事業評価

(2) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

①捕獲計画の作成段階

秋田県生活環境部自然保護課 近藤 麻実 氏(鳥獣保護管理チーム ツキノワグマ被害対策支援センター職員)から、計画について助言を得る。

②クマの集中捕獲の実施・推進段階

秋田県生活環境部自然保護課 近藤 麻実 氏(鳥獣保護管理チーム ツキノワグマ被害対策支援センター職員)から、集中捕獲の状況を踏まえ、さらなる事業の推進に向けた対応方策や次期捕獲計画について助言を得る。

③捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価段階

秋田県生活環境部自然保護課 近藤 麻実 氏（鳥獣保護管理チーム ツキノワグマ被害対策支援センター職員）から、事業の評価に当たって、成果について捕獲効率の観点からの評価手法及び評価結果について指導・助言を受ける。

4. 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況、第二種特定鳥獣管理計画の作成状況等

	被害防止計画	第二種特定鳥獣管理計画	その他
鹿角市	策定済み	秋田県で作成済み (秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第6次ツキノワグマ))	令和7年度鹿角市ツキノワグマ管理実施計画

5. 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）

(1) 生息状況

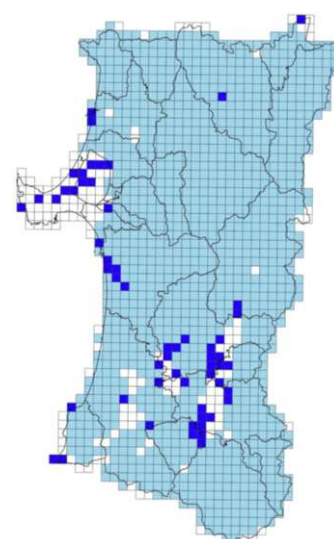
クマの目撃等情報によると、秋田県においては、沿岸に位置する一部の市町村を除き県内ほぼ全域で目撃・捕獲されていることから、ほぼ県内全域に生息している状況である。

また、秋田県の調査結果によれば、クマの出没や人の生活圏における人身事故の増加が顕著となったのは2010年代以降であるが、この前後に森林を大きく開発したなどの事実無く、少なくとも直近30年間においてはクマの本来の生息域である森林の面積に変化は無い。

一方で、人口減少及び高齢化の進行に伴い、集落の撤退や荒廃農地の増加が全県で見られており、そうした場所が藪化したり、元々生育していたクワ類やクルミ類、クリといった資源をクマが自由に利用できるようになることで、クマにとって好適な環境は年々拡大していることが確認されている。（出典：秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）、秋田県）

当市においては、毎年市内全域でクマが目撃されており、農作物被害も市内全域で発生している。また、例年4月から10月頃に実施している有害捕獲においては、国有林や鳥獣保護区等を除くほぼ市内全域で捕獲実績があることから、市内全域に生息している状況である。

（メッシュ別捕獲状況：別紙【図1-1】参照）



令和5年度におけるツキノワグマ目撃メッシュ
(出典：秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）、秋田県)

(2) 生息数

秋田県が行った統計的手法による個体数推定では、秋田県内における令和2年4月時点の個体数は2,800~6,000頭（中間値4,400頭）と推定されている。

一方、令和5年度に発生した大量出没に伴う捕獲数の大幅な増加を受け、捕獲上限数を検討するため、令和6年度に堅果類2の豊凶による繁殖率や年間死亡率などの変数を組み込んだコンピュータシミュレーション（以下、単に「シミュレーション」という。）による個体数推定を行った。その結果、令和6年度当初の個体数は約2,900頭と推定された。ただし、推定手法が異なるため、カメラトラップ調査及び標識再捕獲法による推定結果との単純な比較はできないことに留意が必要である。（出典：秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）、秋田県）

(3) 捕獲状況

令和元年度以降の狩猟及び管理捕獲による捕獲頭数の推移を下表に示す。

当市の有害捕獲実績をメッシュ別に見ると、国有林や鳥獣保護区を除く市域のほとんどで捕獲実績がある。その中でも捕獲数が多い地域は国有林に続く山林に近接する農地が多く、このような場所がク

マの好む環境下にあると考えられる。なお、近年では最も捕獲数の少ない令和6年度の捕獲実績をメッシュ別に整理したマップを別紙に示す（【図1-1】参照）。

（単位：頭）

		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
鹿角市	狩猟	1	0	3	4	14	0
	有害捕獲	56	63	70	77	175	50
	合計	57	63	73	81	189	50

(4) 被害状況

令和元年度以降の農作物被害金額の推移を下表に示す。

令和5年度の農作物被害の割合を作物別に見ると、果樹やそばが全体の5割以上を占めている。次いで、大豆が2割弱を占め、水稲や野菜類の被害が発生している。当市における被害分類を見ると、大豆は北部、果樹とそばは全域で被害が発生している。なお、農作物被害に係る資料を別紙に示す。（別紙【図2-1、2-2】参照）

（単位：万円）

		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
鹿角市	クマ被害額	1,252	1,342	1,509	784	6,792	99
	全被害額	1,355	1,543	1,512	787	6,907	884

6. 捕獲の対象地域等（クマ特別対策を実施する位置等を記載）

農作物被害をもたらすクマが農地に侵入する発生源と考えられる十和田高原地区、花輪の東・西地区、八幡平の東・西・南地区周辺を対策の重点エリアとし、別紙「図3」に示す6区域で捕獲活動を実施する。

なお、捕獲活動の実施にあたっては、8月以降開始する冬季の生息状況調査の結果を踏まえ、わな設置場所等の絞り込みを行う。

7. クマ集中捕獲の内容

(1) 捕獲体制（捕獲者）

捕獲者は、鹿角市鳥獣被害対策実施隊に所属する隊員とする。

(2) 目標捕獲頭数に係る内容

30頭

(3) 捕獲方法

銃猟、はこわな

(4) 捕獲期間

令和7年8月1日～令和8年3月10日（222日間）

(5) 捕獲に要する経費

クマについては 実施隊員1人あたり3,000円/日を上限に日額報酬を交付する。

(6) 捕獲個体の確認方法に関する取り決め

捕獲個体の確認方法については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（別記5）シカ・クマ特別対策事業 第2の2（3）のイに基づき行うものとする。

(7) 捕獲目標に対する事業の評価方法

事業の評価については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記5)シカ・クマ特別対策事業第6の3に基づき行うものとする。

8. 人材育成活動の内容(具体的な内容を記載)

本事業による取り組みなし

9. 大規模捕獲実証の内容(具体的な内容を記載)

本事業による取り組みなし

資料編

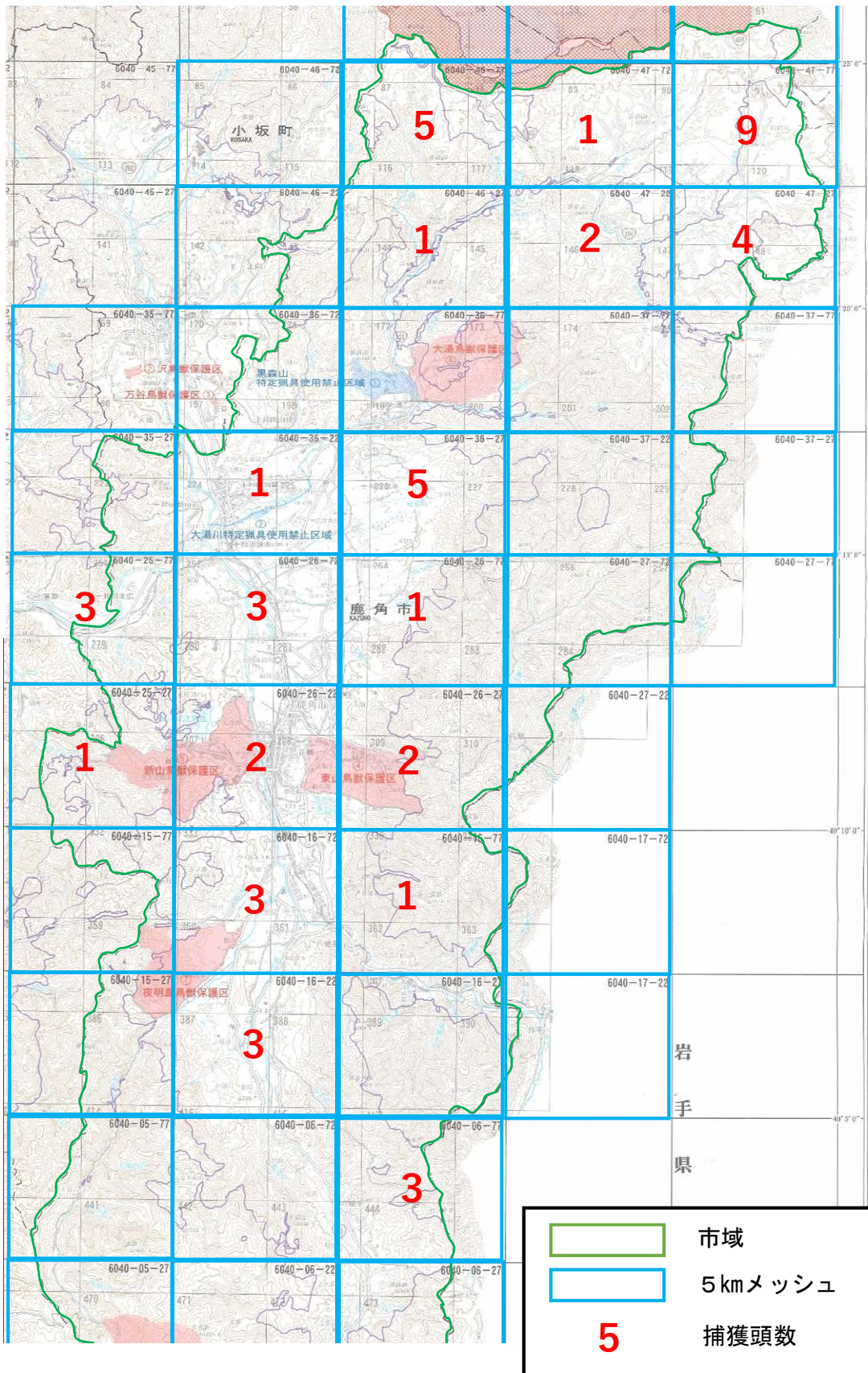
【図1-1】令和6年度クマ捕獲頭数マップ（市有害捕獲分）

【図1-2】鹿角市域メッシュ区画

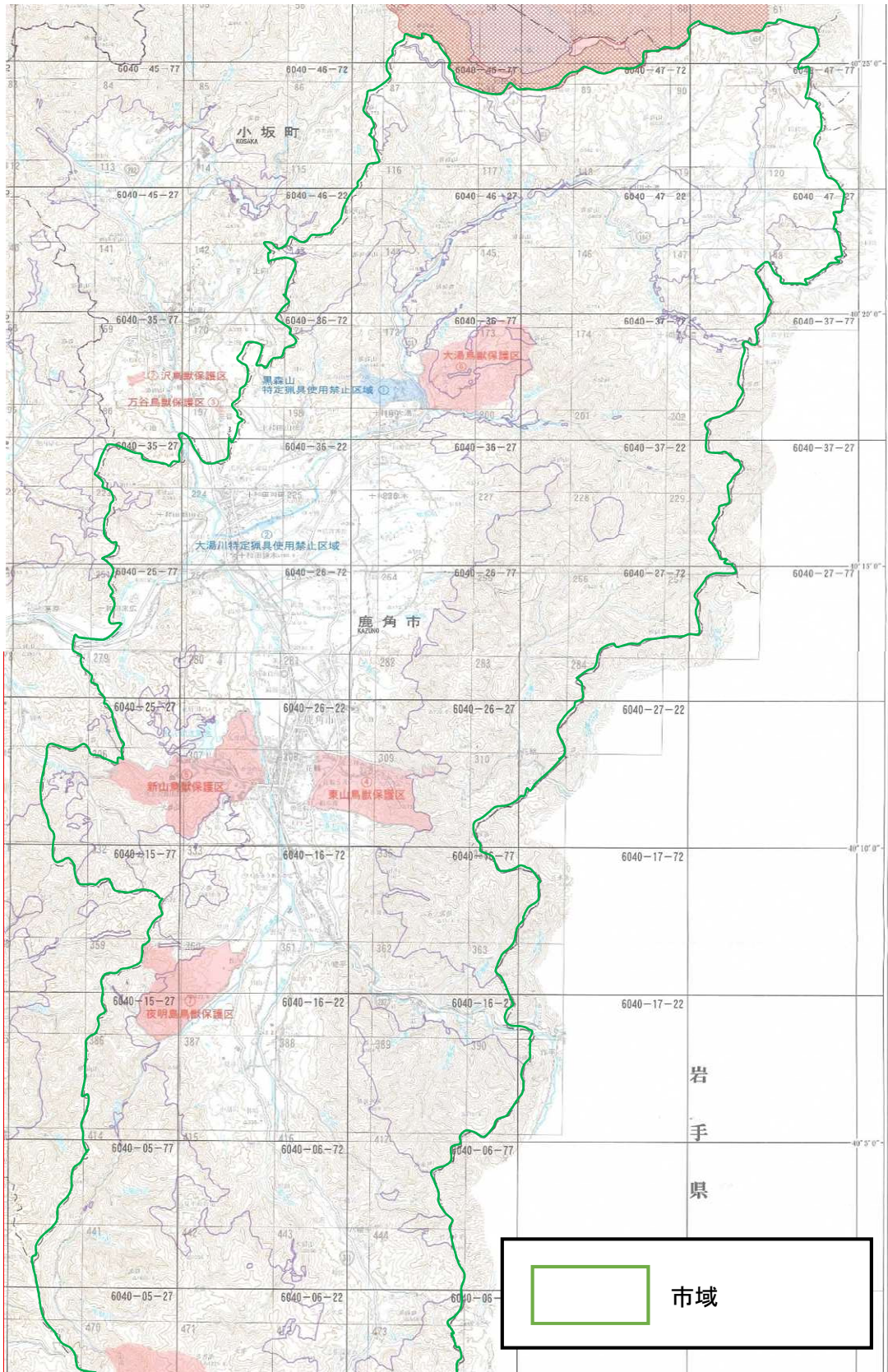
【図2-1、2-2】令和5年度農作物被害額・被害面積

【図3】令和7年度クマ特別対策実施位置図

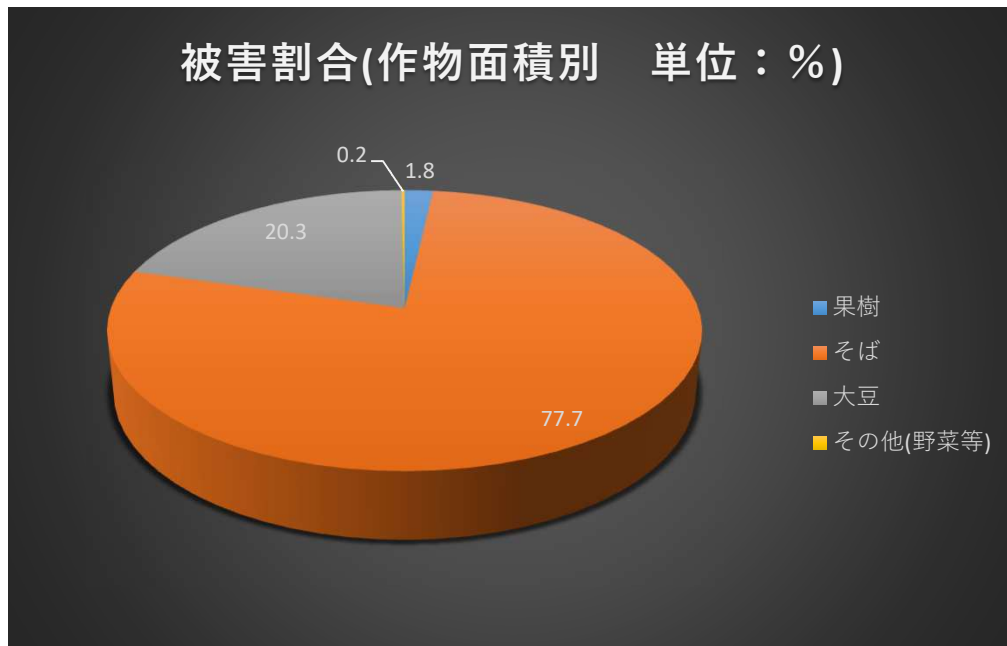
【図 1 - 1】 令和 6 年度クマ捕獲頭数マップ
(市有害捕獲分)



【図 1 - 2】 鹿角市域メッシュ区画



【図2-1】令和5年度農作物被害額



【図2-2】令和5年度農作物被害面積

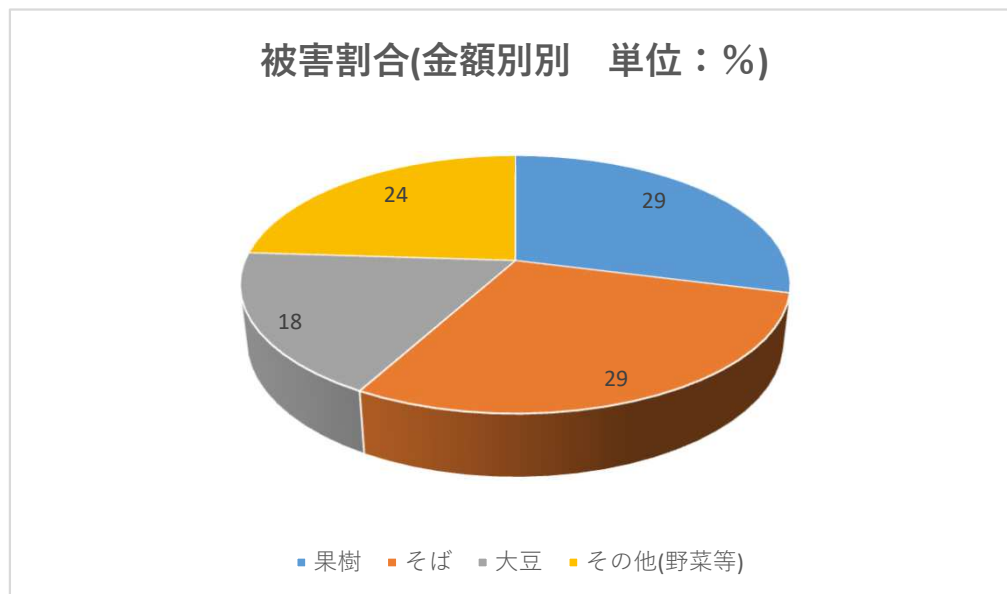
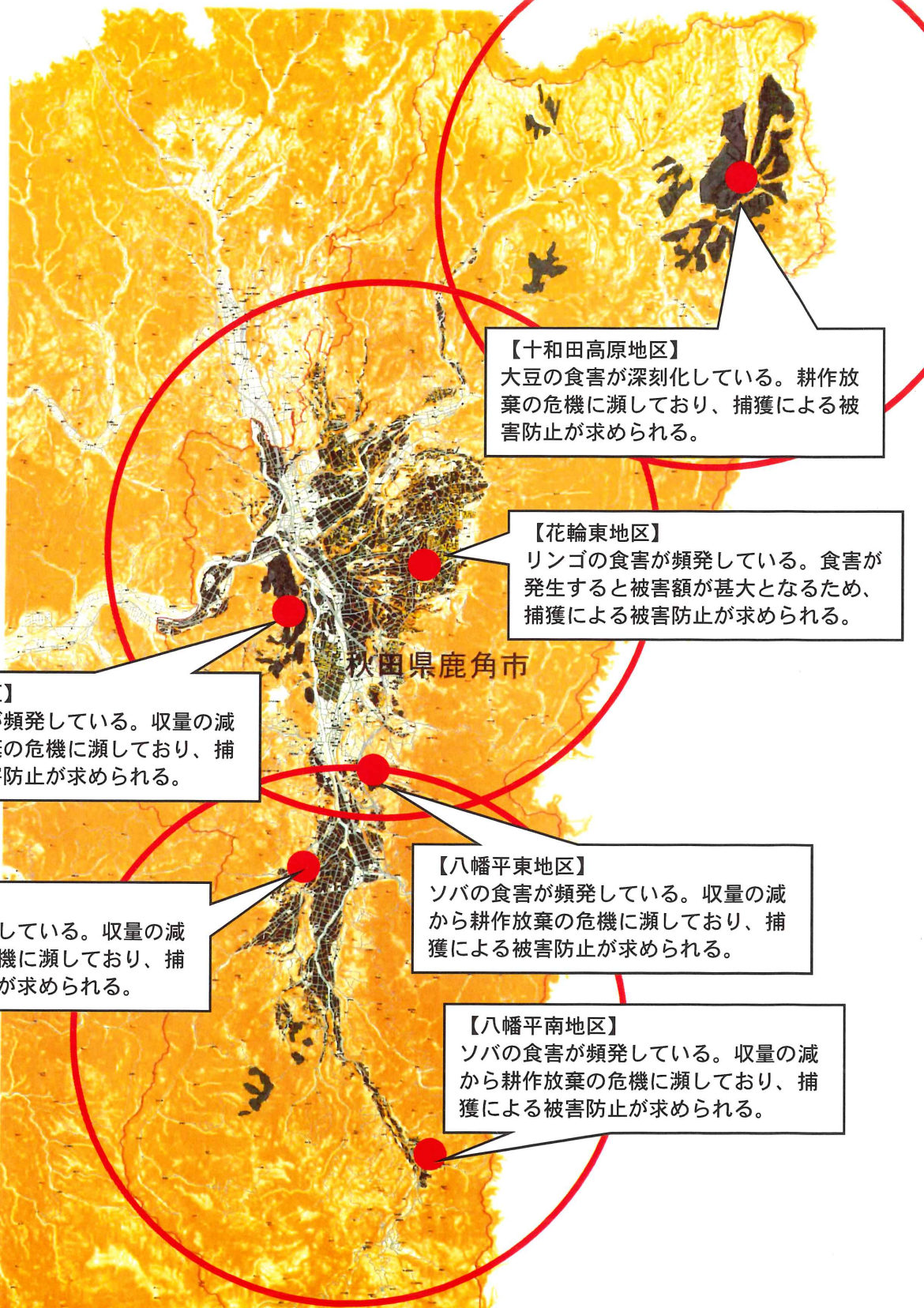


図3 令和7年度クマ特別対策実施位置図

黒塗りが農用地であり、赤丸の半径は10kmである。被害発生場所とクマの行動範囲の関係を示す。クマの行動範囲は数十平方kmと言われており、およそ10kmの範囲から襲来していると考えられる。

被害発生場所から10kmの範囲に市の境界が存在することから、被害発生に向けた捕獲は、市内全域で行うものとするが、捕獲効率を考慮し、被害が発生している農の近隣で優先して捕獲を行う。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号:平26情使、第262号)」

UserID = 00967